

岐阜県特定不妊治療費補助金交付要綱

令和5年4月1日子支第224号局長通知
令和6年4月1日子支第200号 一部改正
令和6年10月1日子支第514号 一部改正
令和7年3月27日子支第1202号 一部改正

(総則)

第1条 県は、出産を望む夫婦の経済的負担軽減を図るため、顕微授精又は体外受精などの特定不妊治療（以下「特定不妊治療」という。）を受けた者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者その他知事が認める者とする。

- (1) 申請時に岐阜県内に住所を有する者又はその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）であること。
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法による療養の給付（以下「療養の給付」という。）として特定不妊治療を受けた者であること。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者となることができない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）が事業の経営又は運営に実質的に関与している場合における当該事業を営む者
- (3) 使用人が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している者
- (4) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している者（使用人がこの行為を行っている場合における当該使用人を使用し、又は雇用している者を含む。）
- (5) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者（使用人がこれらの行為を行っている場合における当該使用人を使用し、又は雇用している者を含む。）
- (6) 理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者（使用人がこの関係を有する場合における当該使用人を使用し、又は雇用している者を含む。）
- (7) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している者（使用人がこの行為を行っている場合における当該使用人を使用し、又は雇用している者を含む。）

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、特定不妊治療を受けるのに必要な経費とする。

2 補助金の額は、療養の給付として行われた特定不妊治療に係る一部負担金の額から、高額療養費、付加給付その他の当該一部負担金の負担の軽減を目的として支給される金銭の額を控除した額とする。ただし、1回の治療につき100,000円を上限とする。

3 治療内容に応じた補助対象経費及び補助金の額は、別に知事が定める。

（補助金の交付申請等）

第5条 補助金の申請は岐阜県に住所を有する者が行うものとする。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、岐阜県特定不妊治療費補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）岐阜県特定不妊治療受診等証明書（別記第2号様式）

（2）特定不妊治療費に係る領収書（原本）

（3）特定不妊治療費に係る薬剤費の明細書（院外処方で薬剤費を支払った場合に限り。）

（4）住所及び婚姻関係が確認できる公的な書類

（5）通帳の写し等、振込先口座情報が分かる書類

（6）限度額適用認定証の写し（限度額適用認定証を利用した場合に限り。）

（7）高額療養費決定通知等他の制度により還付された金額を確認することができる書類の写し（他の制度により還付を受けた場合に限り。）

3 前項の場合において、補助金の交付を申請しようとする者及びその配偶者が婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるときは、前項各号に掲げる書類のほか、次の書類を提出しなければならない。

（1）申請者及びその配偶者の戸籍抄本等、法律上の配偶者がいないことを証明する書類

（2）事実婚関係に関する申立書・意向確認書（別記第3号様式）

4 岐阜県特定不妊治療費補助金交付申請書兼請求書は、申請に係る特定不妊治療が終了した日から6月以内に提出しなければならない。

（申請書の補正等）

第6条 前条の規定により提出された書類等に不備がある場合には、知事は、期限を定め、不備を補正するように指示するものとする。

2 前項の規定による指示に従い補正がなされたときは、補正がなされた日に申請があったものとみなす。

3 知事は、期限までに補正がなされない場合は、申請に対し不交付の決定を行うものとする。

（交付決定通知）

第7条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、別記第4号様式により行うものとする。

2 知事は、申請に対し不交付の決定をしたときは、別記第5号様式により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、規則第4条の交付の申請をもってこれを行ったものとみなす。

（履行確認）

第8条の2 知事は前条の実績報告のほか、必要に応じて行う現地調査又は聴取調査により、事業完了後すみやかに履行の確認を行う。

2 知事は前項の現地調査を行うときは、補助事業者に対し、確認の日時、確認の場所及びその他必要な事項をあらかじめ通知するものとする。ただし、緊急に確認を行う必要があるときは、この限りでない。

(額の確定)

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定及びその通知は、規則第5条及び第7条の規定による補助金の交付決定及びその通知をもってこれを行ったものとみなす。

(補助金の交付時期等)

第10条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 知事は、前条の規定による額の確定があったときは、額の確定を通知した日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(書類、帳簿等の整備及び保存)

第11条 補助事業者は、治療に係る費用の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該治療が終了した日の属する年度の翌年度以後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和6年10月1日以降に申請のあった岐阜県特定不妊治療費補助金から適用する。

2 令和6年4月1日から同年9月30日までの間に治療が終了した特定不妊治療に係る岐阜県特定不妊治療費補助金交付申請書兼請求書の提出は、第5条第4項の規定にかかわらず、令和7年3月31日まですることができる。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

受給者番号						
-------	--	--	--	--	--	--

岐阜県特定不妊治療費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

岐阜県知事 様

関係書類を添えて下記のとおり岐阜県特定不妊治療費補助金の交付を申請をします。
補助金の交付が決定された場合、当該決定額を請求します。

対象者	ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日	(歳)	
	氏名	夫							
	ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日	(歳)	
	氏名	妻							
	申請者住所	〒 (日中可能な連絡先を記入してください) 電話 ()							
配偶者の住所が異なる場合は記載	〒 (夫 ・ 妻) 電話 ()								
申請・請求者氏名 (自書)		※口座名義人と同一にすること							
今回申請する治療費に対する他の制度による給付の有無	高額療養費	☐ 有 ・ ☐ 無		該当するものに☑をしてください。					
	付加給付	☐ 有 ・ ☐ 無							
	その他の制度による給付	☐ 有 ・ ☐ 無							
申請額 (請求額)		※裏面の計算式に記入の上、算出された金額を記載してください。 円							
振込先									
金融機関名	銀行 農協			本店 代理店					
	金庫 組合			支店 出張所					
預金種別	普通	(ふりがな)	()						
	当座	口座名義人 (※申請者本人名義)							
口座番号 (左詰記入)									
添付書類	全員	☐ 申請書兼請求書 (この書類) ☐ 受診等証明書 (医療機関で記載してもらう書類) ☐ 領収書 (原本) (特定不妊治療費に係るもの) ☐ 薬剤費の明細書 (コピー可) (院外処方により支払ったもの) ☐ 住所及び婚姻関係が確認できる公的な書類 ※夫婦の住所が異なる場合はそれぞれ提出 例①：住民票の写し (原本) (世帯主・続柄の記載があり、個人番号の記載がないもの) ※発行日から3か月以内のもの 例②：運転免許証のコピー (夫婦共) + 戸籍抄本 (原本) ※発行日から3か月以内のもの					※すべてそろっているか確認してください		
		☐ 通帳の写し等、振込先口座情報の分かる書類 ☐ 限度額適用認定証の写し (限度額適用認定証を利用した場合) ☐ 高額療養費決定通知の写し (高額療養費の還付があった場合) ☐ 付加給付決定通知の写し (付加給付の還付があった場合) ☐ その他の制度による給付を受けたことが分かる書類の写し (その他の制度による給付がある場合)							
事実婚の場合		☐ 戸籍抄本 (原本) ※発行日から3か月以内のもの							
		☐ 事実婚の申立書 (別記様式3号)							
郵便到達年月日		年 月 日			(承認・不承認) 決定年月日		年 月 日		
注) 太枠の中をご記入ください。						助成決定額			

この申請書は、岐阜県が設置した事務局が事務処理をしますので、専用コールセンターから電話が入ることがあります。以下の電話番号から連絡があった場合、必ず応答してください。
問合せ先：専用コールセンター
電話：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
開設時間：土日祝除く9：00～17：00 (年末年始を除く)

申請額の算出

妻

治療月	病院で支払った 保険適用額 (A)	限度額 認定証	マイナ保険証 による高額療 養費の申請	高額療養費の 還付額 (B)	付加給付の 還付額 (C)	その他の制度に よる給付 (D)	自己負担額 (A) - (B) - (C) - (D)
月		☐ 利用	☐ 実施				
月		☐ 利用	☐ 実施				
月		☐ 利用	☐ 実施				
月		☐ 利用	☐ 実施				
月		☐ 利用	☐ 実施				
月		☐ 利用	☐ 実施				
月		☐ 利用	☐ 実施				
月		☐ 利用	☐ 実施				
月		☐ 利用	☐ 実施				
月		☐ 利用	☐ 実施				
合計①							

夫

治療月	病院で支払った 保険適用額 (A)	限度額 認定証	マイナ保険証 による高額療 養費の申請	高額療養費の 還付額 (B)	付加給付の 還付額 (C)	その他の制度に よる給付 (D)	自己負担額 (A) - (B) - (C) - (D)
月		☐ 利用	☐ 実施				
月		☐ 利用	☐ 実施				
月		☐ 利用	☐ 実施				
月		☐ 利用	☐ 実施				
月		☐ 利用	☐ 実施				
月		☐ 利用	☐ 実施				
月		☐ 利用	☐ 実施				
月		☐ 利用	☐ 実施				
月		☐ 利用	☐ 実施				
月		☐ 利用	☐ 実施				
合計②							

<女性の治療のみ実施している場合>

① + ② = . . . ③

③と10万を比較し、いずれか低い額
申請額

<男性の不妊治療も併せて実施している場合>※受診等証明書の男性不妊治療額の欄に記載がある場合

①と10万を比較し、いずれか低い額
① . . . ④

②と10万を比較し、いずれか低い額
② . . . ⑤

④の金額
④ + ⑤ = . . . ⑥
申請額

岐阜県特定不妊治療費受診等証明書

下記の者については、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記のとおり徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

医療機関記入欄

(ふりがな) 受診者氏名	夫	()	妻	()
受診者生年月日 (治療開始時年齢)		昭和・平成 年 月 日 (満 歳)		昭和・平成 年 月 日 (満 歳)
今回の治療方法	A B C D E F 該当する記号（注参照）に○をつけてください		A 又は B の場合 1. 体外受精 2. 顕微授精 該当する番号に○をつけてください	
	男性不妊治療を行った場合、行った手術療法を記載 ()		(精子回収の有無) 1. 有 2. 無	
今 回 の 経 過 (治療方法 A・B・C の場合)	妊娠反応 (陽 性 ・ 陰 性)			
今回の治療期間 (※1)	年 月 日 ~ 年 月 日 (うち男性不妊治療 年 月 日 ~ 年 月 日)			
領収金額 (※3)	【今回の治療にかかった金額合計】※保険診療に限る 特定不妊治療費 領収金額 円 (男性不妊治療費除く) 男性不妊治療費 領収金額 円 (※2)			
院外処方の有無	□ あり □ なし			
院外処方を行った日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

(※1) 治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。
(※2) 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を終了した場合、男性不妊治療費のみ対象となります。
(※3) 入院時食事療養費、差額ベッド代及び文書料など、特定不妊治療に直接関係のない費用は対象外のため、記載しないでください。

(注1) AからFまでの区分は次のとおりです。

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母胎の状態を整えるためにおおむね1～3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合）
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 授精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

(注2) 採卵に至らないケース（女性への侵襲的治療のないもの）は対象となりません。

事実婚関係に関する申立書・意向確認書

年 月 日

下記2名については、事実婚関係にあります。
また、特定不妊治療の結果、出生した子について認知を行う意向があります。

①岐阜県特定不妊治療費補助金申請者の住所、氏名

住所

氏名

②岐阜県特定不妊治療費補助金申請者の配偶者の住所、氏名

住所

氏名

【別世帯となっている理由】

※①と②が別世帯となっている場合に記入。

岐阜県知事 様

別記第4号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

年度岐阜県特定不妊治療費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、岐阜県特定不妊治療費補助金については、岐阜県補助金等交付規則第5条第1項の規定により、交付することを決定したので通知します。

1 補助額 金 円

2 岐阜県補助金等交付規則及び岐阜県特定不妊治療費補助金交付要綱に従うこと。

別記第5号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

年度岐阜県特定不妊治療費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、岐阜県特定不妊治療費補助金については、下記の理由により交付することができませんので、岐阜県特定不妊治療費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

(不交付決定の理由)